

○システム情報系研究倫理委員会細則

〔平成23年10月12日〕
〔システム情報系部局細則第6号〕

改正 平成24年システム情報系部局細則第4号

改正 平成24年システム情報系部局細則第5号

改正 平成26年システム情報系部局細則第3号

改正 平成28年システム情報系部局細則第3号

改正 平成31年システム情報系部局細則第4号

改正 令和2年システム情報系部局細則第7号

改正 令和3年システム情報系部局細則第1号

システム情報系研究倫理委員会細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学におけるヒトを対象とする研究の倫理に関する規則（平成18年法人規則第7号。以下「法人規則」という。）第11条第3項の規定に基づき、システム情報系（以下「系」という。）にシステム情報系研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、系で行うヒトを対象とする研究（以下「研究」という。）において次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究計画の審査に関すること。
- (2) 研究の倫理的問題に関すること。
- (3) 研究の安全性に関すること。
- (4) 利益相反に関すること。
- (5) その他社会の理解を得た適正な研究の実施の確保に関すること。

2 委員会は、前項に規定するもののほか、厚生労働科学研究費補助金等研究費の助成を受けようとする者から研究倫理又は利益相反に関する事項について審議を求められた場合は、当該事項について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) システム情報系長（以下「系長」という。）が指名する系の各域の業務に従事する常勤の大学教員各1人
- (2) その他系長が必要と認めた者 若干人

2 委員会は、原則として、男女両性で構成するものとする。

3 利益相反に係る審査にあつては、本系以外の常勤の大学教員又は学外の有識者で、利益相反に関する専門的知識を有する者を委員として加えるものとする。

4 前条第2項の審議にあつては、学外の有識者で利益相反に関する専門的知識を有する者2人を委員として加えるものとする。

5 前2項の委員は、系長が委嘱する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項に掲げる委員の互選により選出する。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の末日とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の委員が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 利益相反に係る審査にあつては、第3条第3項の委員が出席しなければ議事を開くことができない。
- 3 第2条第2項の審議にあつては、第3条第4項の委員が出席しなければ議事を開くことができない。

(審査対象)

第7条 研究計画の審査を行う場合の審査の対象は、系の教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）が行う研究とする。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる者の研究計画を審査することができる。ただし、教員以外の者にあつては、教員の指導の下で行う研究に限る。
 - (1) 系の研究員
 - (2) 大学院システム情報工学研究群及び関連教育組織の学生
 - (3) システム情報系技術室の職員

(研究計画の申請)

第8条 研究を実施しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1の研究倫理審査申請書及び実施計画書並びに別記様式第2の利益相反自己申告書（申請者用）（次条において「研究計画書」という。）を作成し、系長に申請するものとする。

- 2 系長は、前項の利益相反自己申告書において、申請研究に係る相手先企業等との産学連携活動がある旨の申告があつた場合は、委員会委員及び第15条第1項の規定に基づき設置される専門委員会委員に別記様式第3の利益相反自己申告書（委員用）の提出を求めるものとする。

(審査の付託)

第9条 系長は、前項の研究計画書を受理した場合には、委員会に審査を付託するものとする。

(審査の内容)

第10条 委員会は、申請者から提出された研究に係る研究計画を、倫理的、社会的及び科学的な観点から審査する。

- 2 審査を行うに当たっては、特に次の各号に掲げる観点到に留意しなければならない。
 - (1) 倫理的配慮に関すること。

- (2) 対象者（未成年者、身体的あるいは精神的に同意が得られない者を含む。以下同じ。）の参加の同意（インフォームド・コンセント）に関すること。
- (3) 対象者のプライバシーの保護及び予想される不利益に係る予防手段に関すること。
- (4) 対象者の無条件による参加の取止め及び不利益不発生に関すること。
- (5) 対象者に対する十分な説明及び自由意志での参加に関すること。
- (6) 利益相反に関すること。

（審査の判定）

第11条 審査の判定は、出席委員の3分の2以上の合意に基づき、次の区分によるものとする。

- (1) 承認
 - (2) 不承認
 - (3) 非該当
- 2 委員が申請者である場合及び別記様式第3の利益相反自己申告書（委員用）において、申請研究に係る相手先企業等との産学連携活動があると申告した委員は、当該審査の審議及び判定に加わることができない。
- 3 審査経過及び審査結果は記録として保存し、当該審査に係る議事の内容等は、原則として公開する。

（審査結果）

第12条 委員長は、審査終了後速やかに別記様式第4の研究倫理委員会審査報告書により審査結果を系長に報告しなければならない。

- 2 委員長から報告を受けた系長は、別記様式第5の研究倫理審査結果通知書により申請者に通知するものとする。
- 3 前項の通知に当たっては、審査の判定が前条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合は、理由等を付さなければならない。

（実施計画の変更）

第13条 申請者は、承認された研究計画の内容を変更しようとするときは、別記様式第6の研究倫理実施計画変更届により遅滞なく系長に届け出るものとする。

- 2 委員長は、前項の届け出について、必要があると認めるときは、当該変更に係る研究計画について、改めて審査の手続きを行うものとする。

（再審査）

第14条 申請者は、審査結果に異議があるときは、別記様式第7の再審査申請書により、系長に対し、再審査を求めることができる。

（専門委員会）

第15条 委員会に、研究計画の申請ごとに、その都度専門委員会を設置するものとする。

- 2 専門委員会は、委員会の付託を受けて、申請者から申請のあった研究計画に関し審査する。
- 3 専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 委員会の委員のうちから委員長が指名する者 1人
 - (2) 系長の推薦する教員 2人
 - (3) その他委員長が必要と認めた者 若干人

- 4 前項第3号の委員の委嘱は、系長が行う。
- 5 専門委員会に委員長を置き、第3項第1号の委員をもって充てる。
- 6 専門委員会の委員長は、専門委員会を主宰する。
- 7 専門委員会は、申請者に対し研究計画に関する説明を求めることができる。
- 8 委員は、別記様式第3の利益相反自己申告書（委員用）において、申請研究に係る相手先企業等との産学連携活動があると申告した場合は、当該審査の審議及び判定に加わることができない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、研究倫理に関する内容が軽微なものと委員会が認めるときは、委員会の委員の電子メールによる審査をもって専門委員会の設置を省略することができる。
- 10 専門委員会は、審査した結果を別記様式第8の専門委員会報告書により委員会に報告するものとする。

（秘密保持義務）

第16条 委員若しくは審査等業務に従事する者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく当該業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（事務）

第17条 委員会に関する事務は、システム情報エリア支援室が行う。

（その他）

第18条 委員会は、運営に関し法人規則第6条に規定する全学委員会との連絡調整を図るものとする。

第19条 この部局細則に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平成23年10月12日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 国立大学法人大学院博士課程システム情報工学研究科研究倫理委員会細則（平成19年システム情報工学研究科部局細則第5号）は、廃止する。

附 則(平24. 4. 4システム情報系部局細則4号)

この部局細則は、平成24年4月4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(平24. 12. 19システム情報系部局細則5号)

この部局細則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平26. 12. 3システム情報系部局細則3号)

この部局細則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平28. 3. 2システム情報系部局細則3号)

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平31. 4. 3システム情報系部局細則4号)

この部局細則は、平成31年4月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則(令 2. 3. 2 システム情報系部局細則 7 号)

- 1 この部局細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年度法人規則第 1 5 号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるとされたシステム情報研究科に係る第 7 条第 2 項第 2 号の規定の適用については、この部局細則による改正後のシステム情報系研究倫理委員会細則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則(令 3. 4. 7 システム情報系部局細則 1 号)

この部局細則は、令和 3 年 4 月 7 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。